

独立行政法人日本スポーツ振興センター

「災害共済給付制度」のあらまし

町田市教育委員会

町田市教育委員会では、小・中学校の子どもたちが学校管理下で事故にあい、負傷したり、不幸にして亡くなった場合、医療費・障害見舞金・死亡見舞金などが支給されるよう独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。

この災害共済給付制度は、国・学校設置者（市）・保護者の三者による互助共済制度で、町田市では保護者の方々に負担をかけないよう、市が掛金を支払い全員の加入手続きを行っています。特に申し出がない場合は、加入について御同意をいただいたものとさせていただきます。

皆様方にこの給付制度へのご理解とご協力をお願いし、以下あらましをお知らせします。

給付の対象となる管理下と災害の範囲

学校の管理下（各教科や学校行事などの授業中、部活動などの課外指導中、休憩時間中などのほか、通学中を含む。）における、児童生徒の負傷（骨折、打撲、やけどなど）、疾病（熱中症、異物の飲み込み、漆等による皮膚炎など）に対する医療費、障害又は死亡が給付の対象となります。

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要した医療費総額が、5,000円（500点）以上のもの	医療費 ・療養に要した医療費総額の4/10
疾 病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要した医療費総額が、5,000円（500点）以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの （・給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水 ・熱中症・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病等）	療養に要した費用（健康保険の自己負担分・医療費総額の3/10）＋療養に伴って要した費用（医療費総額の1/10） ・高額療養費の対象となる場合 自己負担額（所得区分により限度額が定められている。） ＋療養に伴って要した費用（医療費総額の1/10） ・入院時食事医療費の標準負担額がある場合 入院時食事医療費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区別される）	障害見舞金 4,000万円（第1級）～88万円（第14級） 〔通学中の災害の場合は2,000万円～44万円〕
死 亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学中の場合も同額〕

【給付基準】

- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、**初診から最長10年間**行われます。
- 上表の「療養に要した医療費総額」とは、健康保険診療でいう10割分のことで、「5,000円（500点）以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額（調剤薬局での支払いや、数ヶ月にわたった場合の治療費の合計）が5,000円（500点）以上のものをいいます。
- 給付を受ける権利は、その**給付事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって消滅します**。例えば医療費については、**病院等を受診した月から2年以内に請求しないと月ごとに時効となります**。
- 医療費の支給範囲は、健康保険各法の規定による医療給付の範囲を基準にすることとされています。
保険外診療に当たる医療費、差額ベッド代、文書料、交通費、選定療養費等は給付の対象となりませんのでご注意ください。

学校の管理下とは

災害共済給付の対象となる「学校の管理下」は、次の場合とされています。

- ① 授業中
- ② 学校の教育課程に基づく特別活動中(児童生徒活動・クラブ活動・儀式・遠足・修学旅行など)
- ③ 学校の教育計画に基づく課外指導中(移動教室・部活動・夏休み水泳指導・学校行事など)
- ④ 休憩時間中
- ⑤ 通学中(学校の指定した通学路をいつもの方法で通学する場合)

給付の対象とならない場合

交通事故、飼い犬にかまれた等の第三者行為による場合は、原則として医療費全額を加害者が負担することになっていますので、給付の対象となりません。

(第三者行為で病院にかかる場合は、加入している健康保険の担当者にご相談ください。)

学童保育に通っている児童

「学校から学童保育クラブ」・「学童保育クラブから自宅」までの災害は、通常の経路・時間帯であれば通学中として扱われますが、学童保育滞在中(保育中)は対象外です。

要保護世帯の児童生徒の給付金

要保護世帯の児童生徒は生活保護法による医療扶助が受けられるため、災害共済給付の医療費は給付されません。生活援護課で手続きをしてから医療機関にかかるようにしてください。

ただし、障害見舞金、死亡見舞金については、給付対象となります。

給付金の請求と支払い

児童生徒が給付対象となる災害を受けた時は、療養点数や内容を記入する用紙「医療等の状況」等を学校から受け取り、その用紙に治療終了時(長期にわたるときは月ごと)に医療機関から必要事項の証明を受け、給付金受取先口座を記入した「振込依頼書」を添付して学校へ提出してください。

医療機関によっては、「医療等の状況」等の証明にあたって文書料(保護者負担)が発生する場合がありますので、必ず事前に確認のうえ受診してください。

「医療等の状況」等の申請書類は、学校から市教育委員会を経由し、センターに提出されて審査を経て給付決定(または不備決定・不支給決定)を受けることになります。給付金のお支払は「振込依頼書」に記載いただいた保護者口座へ町田市(町田市会計管理者名義)から振込となります。学校へ用紙を提出されてから給付金をお受取りになるまでの期間は、通常3ヶ月程度です。

なお、審査で不備となった場合は、申請書類はいったん返却され、確認や書類修正のうえ再度申請が必要です。医療機関に確認いただく等、お手数をおかけすることもあるかもしれませんが、あらかじめご了承ください。

親(子)等の医療助成制度の利用について

学校管理下で発生した負傷・疾病の医療費総額が5,000円(500点)以上であれば、健康保険の自己負担分+加算分を災害共済給付制度から給付を受けることができるため、**親(子)医療制度**よりも災害共済給付制度が優先となりますので医療証を使用せず受診し、災害共済給付の申請をしてください。**親(子)医療制度**と災害共済給付制度から重複して給付を受けた場合、重複分を返還していただく必要がありますのでご注意ください。)

学校管理下の負傷等と認められなかったり、医療費総額が5,000円(500点)未満だった場合等、災害共済給付の対象とならなかった場合は、**親(子)医療制度**からの支給を申請することで医療証による助成分を事後に受け取ることができます。(都外の医療機関を受診したときと同様の手続き)

※**親(子)医療制度**の事後給付手続き先：町田市役所子ども総務課(TEL 042-724-2139)

給付決定に関する不服審査請求について

給付決定に対して不服がある場合は、決定を知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に、センターに対して不服審査請求ができます。

その他

この「あらまし」は概要をお知らせするものです。給付については、個々の請求ごとにセンターの審査により決定されます。詳細については、センターのホームページをご覧ください。

※日本スポーツ振興センター「学校安全Web」 <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>